

教育委員会

教育公安委員会

【予算及び付託議案関係資料】

9月8日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
施設整備室 高校教育課	県立学校施設等総合管理計画推進事業（債務負担行為の設定）	3
	(関連資料) 男鹿地区統合校（仮称）基本構想の概要について	4
幼保推進課	医療的ケア児保育支援事業	6
	秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案について【議案第176号】	7
義務教育課	自殺予防教育の指導モデル普及促進事業	10

県立学校施設等総合管理計画推進事業（債務負担行為の設定）

施設整備室

1 目的

男鹿地区統合校（仮称）の施設整備にあたり、従来型手法に優先して公民連携手法の導入を検討する必要があることから、公民連携手法の導入可能性調査を外部委託するための債務負担行為を設定する。

※優先的検討の対象：総額が10億円以上の建築物整備事業で建設・製造・改修を含むもの

2 債務負担行為を設定する期間及び限度額

- (1) 期間 令和8年度
(2) 限度額 25,839千円 (○25,839千円)

3 概要

男鹿地区統合校（仮称）の施設整備における公民連携手法の導入可能性調査を実施する。

- (1) 委託先 公民連携手法の支援に専門知識を有するコンサルタント等
(2) 委託内容
 ・諸条件の整理、概算事業費の試算、VFMの算出及び検討
 ※VFM (Value for Money)：公民連携手法による事業費の削減割合
 ・市場調査等

4 スケジュール（見込み）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 令和7年11月～令和8年4月 | 公民連携手法導入可能性調査業務委託 |
| 令和8年4月 | 府内公民連携手法導入推進委員会による詳細検討 |
| 令和8年9月～令和9年12月 | アドバイザリー契約 |
| 令和9年3月～令和9年12月 | 民間事業者の募集・選考・契約 |
| 令和10年1月～令和12年3月 | 事業実施（設計・工事） |

男鹿地区統合校（仮称）基本構想の概要について

高校教育課
総務課施設整備室

1 統合対象校、開校時期等

- ・統合対象校：男鹿海洋高等学校、男鹿工業高等学校
- ・開校時期：令和11年4月（予定）
- ・設置場所：男鹿海洋高等学校敷地（男鹿市船川港南平沢字大烟台42番地）
- ・基本理念：男鹿の風土を教育資源として生かし、これから時代を生き抜く力と高い志を育み、自己の確立を目指すとともに、社会や地域に貢献できる人間を育成する。

2 課程、学科等

- ・課程、学校規模：全日制課程、1学年4学級、3学年計12学級
- ・学科、教育課程：

4学科くくり募集	学科	学級数	教育課程の概要
入学後のガイダンス等 により学科を決定する	機械システム科	2学級 (工業)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備技術者に必要な知識と技術の習得 ・技能士、危険物取扱者、機械製図検定
	電気エネルギー科		<ul style="list-style-type: none"> ・電気エネルギーに関する知識と技術の習得 ・電気工事士、第三種電気主任技術者
	海洋資源科	2学級 (水産)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋資源に関する知識と技術の習得 ・海技士、小型船舶操縦士、潜水士
	食品技術科		<ul style="list-style-type: none"> ・食品に関する知識と技術の習得 ・HACCP基本技能検定、食品技能検定

※工業・水産の教科を横断的に学ぶことができる選択科目を設定する。

※学校設定教科「男鹿の地域資源」を3年間全員が履修する。

3 施設・土地利用計画

- ・現男鹿海洋高等学校の施設改修
- ・男女利用可能な寄宿舎改修
- ・工業系実習棟増築（1,630m²）
- ・男鹿工業高等学校廃止（公適債活用）と跡地の公共利用

4 施設整備手法

- ・公民連携手法の活用（PPP手法）

5 移行期間

- ・令和9年度及び令和10年度の各校への入学生は、工業系及び水産系の2学科でのくくり募集とする。

基本理念

男鹿の風土を教育資源として生かし、これから時代を生き抜く力と高い志を育み、
自己の確立を目指すとともに、社会や地域に貢献できる人間を育成する。

全国から生徒募集

教育目標

- ・自他を尊重する精神を養い、確かな知識・技術を習得する活動を通して、社会の変化に対応することができる人材を育成する。
- ・自ら課題を発見し解決に取り組む探究的な学びを通して、論理的な思考力、的確な判断力、豊かな表現力等を身に付けた人材を育成する。
- ・地域との連携や協働による実践的な教育活動を通して、ふるさとを愛し、地域社会と産業の活性化に貢献できる人材を育成する。

特色ある教育活動

- ・産学官連携による新しい技術に対応した産業教育の実施
- ・洋上風力発電関連企業との連携による実践的な学習
- ・地域資源を有効活用した食品の企画・開発・販売
- ・国内最先端のCTV操船シミュレータ、実習船、溶接シミュレータ、VR、ドローン、3D-CAD、ロボット等の活用



地域 から学ぶ

- ・地域産業
- ・自然
- ・歴史
- ・文化、伝承
- ・観光
- ・防災



工業系 機械システム科

- ・機械設備技術者に必要な知識と技術の習得
- ・技能士、危険物取扱者、機械製図検定



電気エネルギー科

- ・電気エネルギーに関する知識と技術の習得
- ・電気工事士、第三種電気主任技術者

入学後に4学科から選べる

水産系 海洋資源科



海洋資源科

- ・海洋資源に関する知識と技術の習得
- ・海技士、小型船舶操縦士、潜水士



食品技術科

- ・食品に関する知識と技術の習得
- ・HACCP基本技能検定、食品技能検定

企業・研究機関 から学ぶ

- ・新エネルギー
- ・先端技術
- ・操船シミュレータ
- ・VR、ドローン操作
- ・ロボット技術
- ・食品開発



工業・水産の教科を **横断的に学ぶ** ことができる選択科目の設定

学校設定教科 **「男鹿の地域資源」** を3年間全員が履修

職業人として必要な、豊かな人間性、倫理観、態度を身に付ける

医療的ケア児保育支援事業

幼保推進課

1 目的

保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備を推進するため、市町村に対し、対象経費の一部を補助する。

2 概要

- ・補助先 にかほ市
- ・対象施設 保育所、幼保連携型認定こども園等
- ・対象経費 看護師、保育補助者等の配置
- ・補助率 5／6 (国2／3、県1／6)

※通常は3／4 (国1／2、県1／4) であるが、新たな施設において受け入れを開始する自治体であるため、補助率は嵩上げとなる

3 補正予算額

3,177千円 (国2,541千円 □ 636千円) 国：保育対策総合支援事業費補助金
内訳 　・補助金 3,177千円

《参考》制度利用状況

【補正前】	【補正後】
5市5施設5人	→ 6市6施設6人
※1市1施設1人増	

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案について【議案第176号】

幼保推進課

1 改正理由

- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、幼稚園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の職員による虐待について、発見者による通報並びに所管行政庁による事実確認、児童の安全確保等の措置及び専門的な知識を有する者への措置状況の報告が義務付けられた。
- ・ 当該専門的な知識を有する者として秋田県社会福祉審議会を指定し調査審議させるため、同審議会の調査審議事項に当該報告に係る事項を加える必要がある。

2 主な改正内容

- (1) 秋田県社会福祉審議会が調査審議する事項に、幼稚園等における入園児虐待に係る措置に関する知事又は教育委員会の報告に係る事項を加える。（第2条関係）
- (2) 児童福祉専門分科会の部会が調査審議する事項に、(1)の報告に関する事項を加える。（第8条関係）

3 施行期日

公布の日

なお、この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく合議制の機関として、秋田県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項の規定に基づく合議制の機関として、秋田県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>
<p>(調査審議する事項の特例)</p> <p>第二条　法 第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p>	<p>(調査審議する事項の特例)</p> <p>第二条　社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p>
<p>2 審議会は、前項の規定による調査審議をするほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第二項（同法第八十一条において準用する場合を含む。第八条第二項第二号において同じ。）において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の六第一項の規定による知事又は教育委員会の報告に係る事項を調査審議するものとする。</p>	<p>2 審議会は、前項の規定による調査審議をするほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第二項（同法第八十一条において準用する場合を含む。第八条第二項第二号において同じ。）において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の六第一項の規定による知事又は教育委員会の報告に係る事項を調査審議するものとする。</p>
<p>(組織及び運営)</p> <p>第三条　審議会の組織及び運営については、法 第八条から第十二条まで及び第十二条第二項並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条並びに次条から第九条までに定めるところによる。</p>	<p>(組織及び運営)</p> <p>第三条　審議会の組織及び運営については、社会福祉法第八条から第十二条まで及び第十二条第二項並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条並びに次条から第九条までに定めるところによる。</p>
<p>(児童福祉専門分科会)</p> <p>第八条　児童福祉専門分科会は、法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、第二条第二項に規定する知事又は教育委員会の報告に係る事項を調査審議するものとする。</p>	<p>(児童福祉専門分科会の部会)</p> <p>第八条　審議会の組織及び運営については、社会福祉法第八条から第十二条まで及び第十二条第二項並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条並びに次条から第九条までに定めるところによる。</p>
<p>2 審議会は、児童福祉専門分科会に、次に掲げる事務について調査審議するための部会を設けるものとする。</p> <p>一 里親の認定その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく事務</p> <p>二 学校教育法第二十八条第二項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の六の規定に基づく事務</p> <p>略</p> <p>3 第二項各号に掲げる事務については、同項の部会の決議をもつて審議会の決議とする。</p>	<p>2 審議会は、児童福祉専門分科会に、里親の認定その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく事務について調査審議するための部会を設けるものとする。</p> <p>3 第二項各号に掲げる事務については、同項の部会の決議をもつて審議会の決議とする。</p>

自殺予防教育の指導モデル普及促進事業

義務教育課

1 目的

近年、全国的に児童生徒の自殺者数が増加している状況において、県内の児童生徒の自殺予防の取組の推進に向けて、授業実践や研修会を実施し、その成果を普及促進することにより、自殺予防教育に関する理解・啓発を図る。

2 概要

国が進めるいじめ対策・不登校支援等推進事業を活用し、能代市をモデル地域として実施する。

(1) 自殺予防に関する授業実践及び研修会の実施

①モデル校*における自殺予防にかかる授業実践（令和7年10月～12月）

*能代市立第四小学校、能代市立能代南中学校、県立能代松陽高校

②モデル地域における研修会（令和8年1月中旬）

小学校7校、中学校6校、高等学校3校

(2) 自殺予防推進協議会等の開催

①自殺予防推進協議会の開催（令和7年10月上旬）

構成：大学教授等有識者、モデル地区内の教育委員会及び教職員等

内容：事業計画及び具体的な活動計画についての協議・検討

②秋田県自殺予防教育普及啓発会議の開催（令和8年2月中旬）

参加対象：県内の教職員、東北ブロックの都道府県教育委員会、指定都市教育委員会 等

3 補正予算額

311千円（国311千円） 国：いじめ対策・不登校支援等推進事業